

短歌・俳句の新聞掲載の次々勧誘

契約当事者の9割が70歳以上です。「自作の短歌・俳句などの掲載」という趣味に対する心理を巧みに利用し、電話勧誘で高齢者を狙った悪質な手口が多くみられます。

文芸誌に掲載された自分の短歌を見たという出版業者から「雑誌に短歌を掲載しませんか」と電話があった。「素晴らしい作品で、ぜひ被災された方を励ましてください」などと言われ、困った人のためになるならと思って承諾し、20万円の掲載料を支払った。すると次々に「先生、ぜひお願いします」「チャリティですよ」などと言われ、断りきれずに契約に応じてしまった。そのうち、他の業者からも同様の勧誘の電話がかかってくるようになり、その度に承諾し、結局約1千万円も払ってしまった。これ以上、勧誘されたくない。

(見守り新鮮情報第156号より)



☆ひとこと助言☆

- 電話勧誘での契約の場合は、契約してから8日以内ならクーリング・オフができます。
- 自分の作品をほめられ、発表をする機会を得ることはうれしいことです。「無料」などと言った勧誘の説明をうのみにせず、執拗な勧誘や不審な点がある場合はきっぱり断りましょう。
- 一度契約すると次々と勧誘されます。困ったときは消費生活センターに相談しましょう。